

教育委員会の所管に係る桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(平成 27 年 12 月 28 日教育委員会規則第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年桐生市条例第 37 号。以下「条例」という。)の施行に関し、桐生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)及び条例の例による。

(個人番号を利用することができる事務等)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会が個人番号を利用することができる事務及び当該事務に利用することができる特定個人情報は、桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成 27 年桐生市規則第 49 号)別表第 2 に掲げる事務及び特定個人情報とする。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。